

改正後	現行	備考	差分
納税準備貯金規定	納税準備貯金規定		
1 貯金の目的、預入れ	1. (貯金の目的、預入れ)		変更
2 証券類の受入れ	2. (証券類の受入れ)		変更
(1) この貯金口座には、現金のほか、手形、小切手、その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下、「証券類」といいます。）を受け入れます。 <u>ただし、2027年2月1日以降他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。</u>	(1) この貯金口座には、現金のほか、手形、小切手、 配当金領収証 その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下、「証券類」といいます。）を受入れます。		変更
(3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続きを済ませてください。	(3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。		追加
(4) 手形、小切手を受け入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取り扱います。	(4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。		追加
(5) 証券類の取立てのためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。	(5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。		追加
3 振込金の受入れ	3. (振込金の受入れ)		変更
(1) この貯金口座には、為替による振込金を受け入れます。	(1) この貯金口座には、為替による振込金を受入れます。		追加
(2) この貯金口座への振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取り消します。	(2) この貯金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。		追加
4 受入証券類の決済、不渡り	4. (受入証券類の決済、不渡り)		変更
(1) 証券類は、当店で取り立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受け入れた証券類の金額にかかる貯金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳のお支払金額欄に記載します。	(1) 証券類は、当店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる貯金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳のお支払金額欄に記載します。		追加
(2) 受け入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を納税準備貯金元帳から引き落とし、その証券類は当店で返却します。	(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を納税準備貯金元帳から引落とし、その証券類は当店で返却します。		追加
(3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものに限り、その証券類について権利保全の手続きをします。	(3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものに かぎり 、その証券類について権利保全の手続をします。		変更
5 貯金の払戻し	5. (貯金の払戻し)		変更
(2) この貯金を払い戻すときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに当店に提出してください。	(2) この貯金を払戻すときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに当店に提出してください。		追加

新旧対照表		系統内限	
改正後	現行	備考	差分
(3) 前項の払戻しの手続 <u>き</u> に加え、当該貯金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合所定の本人確認資料の提示等の手続 <u>き</u> を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。	(3) 前項の払戻しの手続に加え、当該貯金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。		追加
(4) 租税納付のためにこの貯金を払 <u>い</u> 戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当店は直ちに租税納付の手続 <u>き</u> をします。	(4) 租税納付のためにこの貯金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当店は直ちに租税納付の手続をします。		追加
(5) この貯金口座から租税の自動支払をするときは、あらかじめ当組合所定の手続 <u>き</u> をしてください。なお、同日に数件の支払いをする場合に、その総額が貯金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当組合の任意とします。	(5) この貯金口座から租税の自動支払 <u>い</u> をするときは、あらかじめ当組合所定の手続をしてください。なお、同日に数件の支払いをする場合に、その総額が貯金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当組合の任意とします。		変更
6 利息	6. (利息)		変更
(1) この貯金の利息は、毎日の最終残高（受 <u>け</u> 入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000円以上について付利単位を100円として、毎年 2 回当組合所定の日に、店頭に表示する毎日の納税準備貯金の利率によって計算のうえこの貯金に組 <u>み</u> 入れます。	(1) この貯金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000円以上について付利単位を100円として、毎年 2 回当組合所定の日に、店頭に表示する毎日の納税準備貯金の利率によって計算のうえこの貯金に組入れます。		変更
(2) 租税納付以外の目的でこの貯金を払 <u>い</u> 戻した場合および第14条第 3 項の規定によりこの貯金を解約した場合、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、店頭に表示する毎日の普通貯金の利率によって計算します。	(2) 租税納付以外の目的でこの貯金を払戻した場合および第14条第 3 項の規定によりこの貯金を解約した場合、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、店頭に表示する毎日の普通貯金の利率によって計算します。		変更
(3) 前 2 項の利率は金融情勢に応じて変更します。	(3) 前 2 項の利率は金融情勢に応じて変更します。		変更
(4) この利息には第 2 項の場合を除き所得税はかかりません。	(4) この利息には第 2 項の場合を除き所得税はかかりません。		変更
7 納税貯蓄組合法による特例	7. (納税貯蓄組合法による特例)		変更
この貯金が納税貯蓄組合法に <u>基</u> づき結成された組合の組合員が行う納税準備貯金（以下、「納税貯蓄組合貯金」といいます。）である場合は、貯金の払戻しおよび利息につき次のとおり取 <u>り</u> 扱います。	この貯金が納税貯蓄組合法に <u>も</u> とづき結成された組合の組合員が行う納税準備貯金（以下、「納税貯蓄組合貯金」といいます。）である場合は、貯金の払戻しおよび利息につき次のとおり取扱います。		変更
a 納税貯蓄組合貯金は第 5 条第 1 項の規定にかかわらず租税納付以外の目的でも払戻しができます。	① 納税貯蓄組合貯金は第 5 条第 1 項の規定にかかわらず租税納付以外の目的でも払戻しができます。		変更
b 租税納付以外の目的で払 <u>い</u> 戻した場合、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、第 6 条第 2 項の場合と同様に普通貯金の利率によって計算しますが、その払戻額の合計額が当該利息計算期間中において納税貯蓄組合法に定める一定金額以下のときは、所得税はかかりません。	② 租税納付以外の目的で払戻した場合、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、第 6 条第 2 項の場合と同様に普通貯金の利率によって計算しますが、その払戻額の合計額が当該利息計算期間中において納税貯蓄組合法に定める一定金額以下のときは、所得税はかかりません。		変更
8 届出事項の変更、通帳の再発行等	8. (届出事項の変更、通帳の再発行等)		変更
(1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届 <u>け</u> 出てください。	(1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。		追加
9 成年後見人等の届出	9. (成年後見人等の届出)		変更

改正後	現行	備考	差分
(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名 その他必要な事項を書面によって当店に届 <u>け</u> 出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭 裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。	(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名 その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁 判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。		追加
(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名そ の他必要な事項を書面によって当店に届 <u>け</u> 出てください。	(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名そ の他必要な事項を書面によって当店に届出てください。		追加
(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされてい るときにも、前 2 項と同様に、当店に届 <u>け</u> 出てください。	(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされてい るときにも、前 2 項と同様に、当店に届出てください。		変更
(4) 前 3 項の届出事項に取消 <u>し</u> または変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当店に届 <u>け</u> 出てください。	(4) 前 3 項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当店に届出 てください。		変更
(5) 前 4 項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。	(5) 前 4 項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。		変更
10 <u>印鑑照合等</u>	10. <u>(印鑑照合等)</u>		変更
払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違な いものと認めて取 <u>り</u> 扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのた めに生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、貯金者が個人である場合には、盗取さ れた通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求するこ とができます。	払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違な いものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのた めに生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、貯金者が個人である場合には、盗取され た通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求すること ができます。		追加
11 <u>盗難通帳による払戻し等</u>	11. <u>(盗難通帳による払戻し等)</u>		変更
(1) 貯金者が個人の場合であって、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条にお いて「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、貯金者は当組 合に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当す る金額の補てんを請求することができます。	(1) 貯金者が個人の場合であって、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条にお いて「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、貯金者は当組 合に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当す る金額の補てんを請求することができます。		
a 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当組合への通知が行われていること	① 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当組合への通知が行われていること		変更
b 当組合の調査に対し、貯金者より十分な説明が行われていること	② 当組合の調査に対し、貯金者より十分な説明が行われていること		変更
c 当組合に対し、捜査機関に被害届を提出していることその他の盗取されたことが推測される事 実を確認できるものを示していること	③ 当組合に対し、捜査機関に被害届を提出していることその他の盗取されたことが推測される事 実を確認できるものを示していること		変更
(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ 通知が行われた日の 30 日（ただし、当組合に通知することができないやむをえない事情があるこ とを貯金者が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の 日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当 する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとしま す。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者 に過失（重過失を除 <u>き</u> ます 。）があることを当組合が証明した場合は、当組合は補てん対象額の 4 分の 3 に相当する金額を補てんするものとします。	(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ 通知が行われた日の 30 日（ただし、当組合に通知することができないやむをえない事情があるこ とを貯金者が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の 日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当 する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとしま す。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者 に過失（重過失を除 <u>く</u> 。）があることを当組合が証明した場合は、当組合は補てん対象額の 4 分の 3 に相当する金額を補てんするものとします。		変更

改正後	現行	備考	差分
(3) 前 <u>2</u> 項の規定は、第 <u>1</u> 項にかかる当組合への通知が、通帳が盗取された日（通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。）から、 <u>2</u> 年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。	(3) 前 <u>2</u> 項の規定は、第 <u>1</u> 項にかかる当組合への通知が、通帳が盗取された日（通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。）から、 <u>2</u> 年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。		<u>変更</u>
(4) 第 <u>2</u> 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合が証明した場合には、当組合は補てんしません。	(4) 第 <u>2</u> 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合が証明した場合には、当組合は補てんしません。		<u>変更</u>
<u>a</u> 当該払戻しが行われたことについて当組合が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること	<u>①</u> 当該払戻しが行われたことについて当組合が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること		<u>変更</u>
<u>(a)</u> 当該払戻しが貯金者の重大な過失により行われたこと	<u>A</u> 当該払戻しが貯金者の重大な過失により行われたこと		<u>変更</u>
<u>(b)</u> 貯金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと	<u>B</u> 貯金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと		<u>変更</u>
<u>(c)</u> 貯金者が、被害状況についての当組合に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと	<u>C</u> 貯金者が、被害状況についての当組合に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと		<u>変更</u>
<u>b</u> 通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随して行われたこと	<u>②</u> 通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随して行われたこと		<u>変更</u>
(5) 当組合が当該貯金について貯金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第 <u>1</u> 項に <u>基</u> づく補てんの請求には応じることはできません。また、貯金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。	(5) 当組合が当該貯金について貯金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第 <u>1</u> 項に <u>もと</u> づく補てんの請求には応じることはできません。また、貯金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。		<u>変更</u>
(6) 当組合が第 <u>2</u> 項の規定に <u>基</u> づき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該貯金にかかる払戻請求権は消滅します。	(6) 当組合が第 <u>2</u> 項の規定に <u>もと</u> づき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該貯金にかかる払戻請求権は消滅します。		<u>変更</u>
(7) 当組合が第 <u>2</u> 項の規定により補てんを行ったときは、当組合は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して貯金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。	(7) 当組合が第 <u>2</u> 項の規定により補てんを行ったときは、当組合は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して貯金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。		<u>変更</u>
12_ <u>譲渡、質入れ等の禁止</u>	12. <u>(譲渡、質入れ等の禁止)</u>		<u>変更</u>
13_ <u>取引の制限等</u>	13. <u>(取引の制限等)</u>		<u>変更</u>
(1) 当組合は、貯金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。貯金者から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、入金、払戻し等の本規定に <u>基</u> づく取引の一部を制限する場合があります。	(1) 当組合は、貯金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。貯金者から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、入金、払戻し等の本規定に <u>もと</u> づく取引の一部を制限する場合があります。		<u>変更</u>
(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する貯金者の回答、具体的な取引の内容、貯金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に <u>基</u> づく取引の一部を制限する場合があります。	(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する貯金者の回答、具体的な取引の内容、貯金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に <u>もと</u> づく取引の一部を制限する場合があります。		<u>変更</u>

改正後	現行	備考	差分
(3) 前 <u>2</u> 項に定めるいずれの取引等の制限についても、貯金者からの説明等に <u>基</u> づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は前 <u>2</u> 項に基づく取引等の制限を解除します。	(3) 前 <u>2</u> 項に定めるいずれの取引等の制限についても、貯金者からの説明等に <u>もと</u> づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は前 <u>2</u> 項に基づく取引等の制限を解除します。		<u>変更</u>
14 <u>解約等</u>	14. <u>(解約等)</u>		<u>変更</u>
(1) この貯金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店に申 <u>し</u> 出てください。	(1) この貯金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。		<u>追加</u>
(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。	(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。		
<u>a</u> この貯金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または貯金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合	<u>①</u> この貯金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または貯金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合		<u>変更</u>
<u>b</u> この貯金の貯金者が第 12 条第 <u>1</u> 項に違反した場合	<u>②</u> この貯金の貯金者が第 12 条第 <u>1</u> 項に違反した場合		<u>変更</u>
<u>c</u> この貯金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合	<u>③</u> この貯金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合 <u>。e</u>		<u>変更</u>
<u>d</u> この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合	<u>④</u> この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合		<u>変更</u>
<u>e</u> <u>a から d</u> の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合	<u>⑤</u> <u>①～④</u> の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合		<u>変更</u>
(3) この貯金口座は、 <u>a</u> 、 <u>b(a)</u> から <u>(f)</u> および <u>c (a)</u> から <u>(e)</u> のいずれにも該当しない場合に利用することができ、 <u>a</u> 、 <u>b(a)</u> から <u>(f)</u> または <u>c (a)</u> から <u>(e)</u> の一にでも該当する場合には、当組合はこの貯金口座の開設をお断りするものとします。また、前項のほか、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。	(3) この貯金口座は、 <u>第 1 号</u> 、 <u>第 2 号 A</u> から <u>F</u> および <u>第 3 号 A</u> から <u>E</u> のいずれにも該当しない場合に利用することができ、 <u>第 1 号</u> 、 <u>第 2 号 A</u> から <u>F</u> または <u>第 3 号 A</u> から <u>E</u> の一にでも該当する場合には、当組合はこの貯金口座の開設をお断りするものとします。また、前項のほか、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。		<u>変更</u>
<u>a</u> 貯金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合	<u>①</u> 貯金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合		<u>変更</u>
<u>b</u> 貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合	<u>②</u> 貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合		<u>変更</u>
<u>(a)</u> 暴力団	<u>A</u> 暴力団		<u>変更</u>
<u>(b)</u> 暴力団員	<u>B</u> 暴力団員		<u>変更</u>
<u>(c)</u> 暴力団準構成員	<u>C</u> 暴力団準構成員		<u>変更</u>
<u>(d)</u> 暴力団関係企業	<u>D</u> 暴力団関係企業		<u>変更</u>
<u>(e)</u> 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等	<u>E</u> 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等		<u>変更</u>
<u>(f)</u> その他前各号に準ずる者	<u>F</u> その他前各号に準ずる者		<u>変更</u>
<u>c</u> 貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合	<u>③</u> 貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合		<u>変更</u>
<u>(a)</u> 暴力的な要求行為	<u>A</u> 暴力的な要求行為		<u>変更</u>

改正後	現行	備考	差分
(b) 法的な責任を超えた不当な要求行為	B 法的な責任を超えた不当な要求行為		変更
(c) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為	C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為		変更
(d) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為	D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為		変更
(e) その他前各号に準ずる行為	E その他前各号に準ずる行為		変更
(5) 前 3 項により、この貯金口座が解約され残高がある場合、またはこの貯金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申 L 出てください。この場合、当組合は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあり、また貯金取引が継続されるときは貯金口座が変更されることがあります。	(5) 前 3 項により、この貯金口座が解約され残高がある場合、またはこの貯金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当組合は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあり、また貯金取引が継続されるときは貯金口座が変更されることがあります。		変更
15 通知等	15. (通知等)		変更
届出のあった氏名、住所にあてて当組合が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき 時 に到達したものとみなします。	届出のあった氏名、住所にあてて当組合が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき とき に到達したものとみなします。		変更
16 保険事故発生時における貯金者からの相殺	16. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)		変更
(2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。	(2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。		
a 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は直ちに当組合に提出してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、当該債務 から相殺されるものとします。また、この貯金で担保される 債務が第三者の当組合に対する債務である場合には、 貯金者の保証債務から相殺されるものとします。	① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は直ちに当組合に提出してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、当該債務 または当該 債務が第三者の当組合に対する債務である場合には貯金者の保証債務から相殺されるものとします。		変更
b 前号の充当の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充当いたします。	② 前号の充当の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充当いたします。		変更
c a による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。	③ 第1号 による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。		変更
17 休眠預金等活用法にかかる異動事由	17. (休眠預金等活用法に係る異動事由)		変更
当組合は、この貯金について、以下の事由を 「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」 （以下、 「休眠預金等活用法」 とい います 。）に 基 づく異動事由として取り扱います。	当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」とい う 。）に もと づく異動事由として取り扱います。		変更
a 引出し、預入れ、振込 み の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払 い に かかる ものを除きます。）	① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に 係る ものを除きます。）		変更
b 手形または小切手の提示その他の第三者による支払 い の請求があったこと（当組合が当該支払 い の請求を把握することができる場合に限ります。）	② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）		変更
c 貯金者等（休眠預金等活用法第 2 条第 3 項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に かかる 債権を有する者を指し、以下、 「貯金者等」 といいます。）から、この貯金について次に掲げる	③ 貯金者等（休眠預金等活用法第 2 条第 3 項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に 係る 債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）から、この貯金について次に掲げる情報の		変更

改正後	現行	備考	差分
情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第 3 条第 1 項に <u>基</u> づく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）	提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第 3 条第 1 項に <u>もと</u> づく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）		
<u>(a)</u> 公告の対象となる貯金であるかの該当性	<u>A</u> 公告の対象となる貯金であるかの該当性		変更
<u>(b)</u> 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法に <u>基</u> づく通知を受け取る住所地	<u>B</u> 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法に <u>もと</u> づく通知を受け取る住所地		変更
<u>d</u> 貯金者等からの申し出に <u>基</u> づく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと	<u>④</u> 貯金者等からの申し出に <u>もと</u> づく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと		変更
<u>e</u> 貯金者等からの申し出に <u>基</u> づく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと	<u>⑤</u> 貯金者等からの申し出に <u>もと</u> づく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと		変更
<u>(a)</u> 取引店舗の変更	<u>A</u> 取引店舗の変更		変更
<u>(b)</u> 相続等による口座名義人の変更	<u>B</u> 相続等による口座名義人の変更		変更
18 __休眠預金等活用法に <u>かかる</u> 最終異動日等	18. __ <u>(休眠預金等活用法に<u>係る</u>最終異動日等)</u>		変更
(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。	(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。		
<u>a</u> 第 17 条に掲げる異動が最後にあった日	<u>①</u> 第 17 条に掲げる異動が最後にあった日		変更
<u>b</u> 将来における貯金に <u>かかる</u> 債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に <u>かかる</u> 債権の行使が期待される日として次項において定める日	<u>②</u> 将来における貯金に <u>係る</u> 債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に <u>係る</u> 債権の行使が期待される日として次項において定める日		変更
<u>c</u> 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第 3 条第 2 項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から 1 か月を経過した場合（1 か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除 <u>きます</u> 。）に限りします。	<u>③</u> 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第 3 条第 2 項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から 1 か月を経過した場合（1 か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除 <u>く</u> 。）に限りします。		変更
<u>d</u> この貯金が休眠預金等活用法第 2 条第 2 項に定める預金等に該当することとなった日	<u>④</u> この貯金が休眠預金等活用法第 2 条第 2 項に定める預金等に該当することとなった日		変更
(2) 第 1 項 <u>b</u> において、将来における貯金に <u>かかる</u> 債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に <u>かかる</u> 債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。	(2) 第 1 項 <u>第 2 号</u> において、将来における貯金に <u>係る</u> 債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に <u>係る</u> 債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。		変更
<u>a</u> 法令、法令に <u>基</u> づく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払 <u>い</u> が停止されたこと 当該支払停止が解除された日	<u>①</u> 法令、法令に <u>もと</u> づく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと 当該支払停止が解除された日		変更
<u>b</u> この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと 当該手続 <u>き</u> が終了した日	<u>②</u> この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと 当該手続が終了した日		変更
<u>c</u> 法令または契約に <u>基</u> づく振込 <u>み</u> の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限りします。） 当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日	<u>③</u> 法令または契約に <u>もと</u> づく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限りします。） 当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日		変更

新旧対照表		系統内限	
改正後	現行	備考	差分
19__休眠預金等代替金に関する取扱い	19.__(休眠預金等代替金に関する取扱い		変更
(1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法に <u>基</u> づきこの貯金に <u>かかる</u> 債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。	(1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法に <u>もと</u> づきこの貯金に <u>係る</u> 債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。		変更
(2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に <u>かかる</u> 休眠預金等代替金債権の支払 <u>い</u> を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者等は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払 <u>い</u> を受けることができます。	(2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に <u>係る</u> 休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者等は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。		変更
(3) 貯金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第 <u>7</u> 条第 <u>2</u> 項による申 <u>し</u> 出および支払 <u>い</u> の請求をすることについて、あらかじめ当組合に委任します。	(3) 貯金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第 <u>7</u> 条第 <u>2</u> 項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当組合に委任します。		変更
<u>a</u> この貯金に <u>かかる</u> 休眠預金等代替金の支払 <u>い</u> を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと	<u>①</u> この貯金に <u>係る</u> 休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと		変更
(4) 当組合は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第 <u>3</u> 項による休眠預金等代替金の支払 <u>い</u> を請求することを約します。	(4) 当組合は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第 <u>3</u> 項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。		変更
<u>a</u> 当組合がこの貯金に <u>かかる</u> 休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること	<u>①</u> 当組合がこの貯金に <u>係る</u> 休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること		変更
<u>b</u> 前項に <u>基</u> づく取扱いを行う場合には、貯金者等が当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと	<u>②</u> 前項に <u>もと</u> づく取扱いを行う場合には、貯金者等が当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと		変更
(5) 本条については、休眠預金等活用法に <u>基</u> づきこの貯金に <u>かかる</u> 債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。	(5) 本条については、休眠預金等活用法に <u>もと</u> づきこの貯金に <u>係る</u> 債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。		変更
20__規定の変更等	20.__(規定の変更等)		変更
(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項および前記第14条第 <u>4</u> 項に基づく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。	(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項および前記第14条第 <u>4</u> 項に基づく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。		変更
以 上	以 上		
(2026 年 <u>10</u> 月 1 日現在)	(2026 年 <u>4</u> 月 1 日現在)		変更